

(証券コード5956)  
平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目4番9号

**トソー株式会社**

取締役社長 大槻保人

## 第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時                | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時<br>（受付開始：午前9時）   |
| 2. 場 所                | 東京都港区高輪四丁目10番30号<br>品川プリンスホテル メインタワー22階 「サファイア22」   |
| 3. 目 的 事 項<br>報 告 事 項 | 1. 第76期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）<br>事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第76期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）<br>計算書類の内容報告の件 |

### 決 議 事 項

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                     |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                     |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件   |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件            |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件         |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件          |
| 第8号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件    |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（連結計算書類の連結注記表）」および「計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）」につきましては、法令および定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、上記のインターネット上の当社ホームページに掲載された事項も含まれております。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。  
当社のホームページアドレス <http://www.toso.co.jp>

## 事業報告

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和や各種経済政策を背景に、雇用環境や企業収益の改善により緩やかな回復基調にて推移いたしました。しかしながら、個人消費は消費者マインドに足踏みが見られ、また、中国経済をはじめとする海外景気の下振れリスク等もあり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループ事業に関連の深い住宅市場におきましては、低迷していた新設住宅着工戸数も持ち直しの動きが見られましたが、本格的な回復までには至っておらず、厳しい経営環境が続きました。

このような環境の下で、当社グループはデザイン性や機能性、安全性の高い製品の開発に積極的に取り組むとともに、原価低減活動や生産性の向上などを継続的に推進し、収益改善に努めてまいりましたが、平成27年9月関東・東北豪雨の影響による鬼怒川決壊により、協力工場の一部の生産設備および資材（当社資産）が冠水する被害を受けました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は22,112百万円（前期比1.6%減少）、営業利益は594百万円（前期比24.5%減少）、経常利益は584百万円（前期比25.4%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は312百万円（前期比9.5%減少）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

(室内装飾関連事業)

室内装飾関連事業においては、装飾性カーテンレールの主力製品である「レガート」シリーズに近時のトレンドであるアンティークな風合いをプラスした「レガートグラン」を追加したほか、DIYから美術館などの大型施設まで幅広い用途に対応すべく、ピクチャーレールのラインナップ強化などを行いました。ブラインド類では、木製ブラインド「ベネウッド」のメカリニューアルや、当社製品を安全に使用していただくための部品類の追加など、安全対策にも取り組みました。

しかしながら、住宅市場の回復遅れや水害による販売機会の喪失などにより、売上高は21,776百万円（前期比1.7%減少）、セグメント利益は585百万円（前期比26.2%減少）となりました。

#### (その他の事業)

その他の事業では、ステッキを中心とした介護関連用品の販売活動を強化し、新製品のプロモーションや新規開拓活動を積極的に推進した結果、売上高は335百万円（前期比8.3%増加）、セグメント損益は8百万円の利益（前期は6百万円の損失）となりました。

なお、企業集団における事業の種類別の売上高の概況は次のとおりであります。

事業の種類	売上高	構成比	前期比
室内装飾関連事業	21,776 <sup>百万円</sup>	98.5%	98.3%
その他の事業	335	1.5	108.3
計	22,112	100.0	98.4

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、工場生産設備、管理業務設備等に総額908百万円の設備投資を実施いたしました。

#### (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、企業収益や雇用環境は引き続き回復基調が見込まれるものの、個人消費は不透明感があり、また住宅市場の回復遅れなど、経営環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、新製品開発力や市場への対応力の強化に取り組んでまいります。中長期の展望では、需要の拡大が見込まれる宿泊、医療・福祉施設といった非住宅領域への取り込みを積極的に推進するとともに、アジアを中心とした海外販売の拡大を目指してまいります。また、原価低減、総費用低減の徹底を図り、収益力の向上と競争力強化に取り組んでまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第73期	平成25年度 第74期	平成26年度 第75期	平成27年度 第76期(当連結会計年度)
売 上 高	22,355,952千円	23,925,052千円	22,467,998千円	22,112,318千円
営 業 利 益	881,209千円	1,032,739千円	787,031千円	594,144千円
経 常 利 益	861,827千円	1,010,446千円	784,031千円	584,614千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	410,144千円	199,297千円	345,098千円	312,297千円
1株当たり当期 純利益	39円42銭	19円10銭	32円85銭	29円73銭
総 資 産	20,140,623千円	20,611,036千円	21,476,726千円	20,893,174千円
純 資 産	9,735,934千円	10,286,448千円	11,311,432千円	10,926,759千円
1株当たり 純資産額	933円09銭	975円99銭	1,072円99銭	1,036円23銭

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 当連結会計年度の状況につきましては前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
4. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第75期の企業集団の財産および損益の状況の推移については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。
5. 当連結会計年度より、表示方法の変更を行っており、第75期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第73期	平成25年度 第74期	平成26年度 第75期	平成27年度 第76期(当期)
売 上 高	21,549,088千円	22,647,703千円	21,012,515千円	20,620,580千円
営 業 利 益	839,373千円	905,666千円	597,750千円	516,890千円
経 常 利 益	821,127千円	881,625千円	611,398千円	526,939千円
当 期 純 利 益	446,524千円	115,662千円	171,103千円	281,527千円
1株当たり当期 純利益	42円92銭	11円08銭	16円29銭	26円80銭
総 資 産	19,695,035千円	19,821,460千円	19,715,157千円	19,463,729千円
純 資 産	9,546,439千円	9,678,581千円	10,231,944千円	9,993,700千円
1株当たり 純資産額	917円63銭	921円29銭	973円98銭	951円31銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当事業年度より、表示方法の変更を行っており、第75期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
サイレントグリス株式会社	70,000千円	90.00%	スイス・サイレントグリス社製品の輸入およびカーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
トソーサービス株式会社	50,000千円	100.00%	室内外装飾品、収納品の販売・取付施工
P.T. トソー・インダストリー・インドネシア	2,800千米ドル	97.14%	カーテンレール製品・付属部品、ブラインド等製品の製造販売
東装窓飾（上海）有限公司	1,960千米ドル	100.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の製造販売
トソーヨーロッパS. A. S.	1,500千ユーロ	99.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
フジホーム株式会社	35,000千円	100.00%	介護用品等の仕入販売
トソー流通サービス株式会社	50,000千円	100.00%	倉庫業、荷造梱包業、貨物運送取扱事業

(注)1. トソーヨーロッパS. A. S. は、平成28年1月29日の同社株主総会にて解散を決議し、現在清算中であります。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、室内装飾関連製品の開発・製造・販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、事業展開をしております。

なお、当社はカーテンレール類、ブラインド類、間仕切類等を開発・製造・販売するとともに、建設業の許可（内装仕上工事業：国土交通大臣許可（般-23）第16989号）を受けて、取付施工を行っております。

当社グループの事業の種類別セグメントの内容は、以下のとおりであります。

事業の種類	事業の内容
室内装飾関連事業	カーテンレール、インテリアブラインド、ロールスクリーン、ローマンシェード、アコーデオン式間仕切等の室内装飾関連製品の開発製造販売
その他の事業	介護用品等の仕入販売、物流業務の受託

## (8) 主要な営業所および工場

## ① 当社

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区新川一丁目4番9号
支 店	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、さいたま支店（埼玉県）、 東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、名古屋支店（愛知県）、 大阪支店（大阪府）、広島支店（広島県）、福岡支店（福岡県）
営 業 所	盛岡営業所（岩手県）、新潟営業所（新潟県）、宇都宮営業所（栃木県）、 長野営業所（長野県）、東京西営業所（東京都）、つくば営業所（茨城県）、 千葉営業所（千葉県）、多摩営業所（東京都）、静岡営業所（静岡県）、 金沢営業所（石川県）、京都営業所（京都府）、神戸営業所（兵庫県）、 岡山営業所（岡山県）、高松営業所（香川県）、鹿児島営業所（鹿児島県）
出 張 所	郡山出張所（福島県）、高崎出張所（群馬県）、浜松出張所（静岡県） 岐阜出張所（岐阜県）、北近畿出張所（京都府）、松山出張所（愛媛県）、 沖縄出張所（沖縄県）
工 場	つくば工場（茨城県）、水海道工場（茨城県）、兵庫工場（兵庫県）
流通センター	茨城県（1カ所）、兵庫県（1カ所）
配送センター	札幌配送センター（北海道）、福岡配送センター（福岡県）

## ② 子会社

名 称	所 在 地	
サイレントグリス株式会社	本 社	東京都
	営業所	大阪府
トナーサービス株式会社	本 社	東京都
	営業所	東京都、大阪府、福岡県
P.T.トナー・インダストリー・ インドネシア	本 社	インドネシア共和国
東装窓飾（上海）有限公司	本 社	中華人民共和国
トナーヨーロッパS.A.S.	本 社	フランス共和国
フジホーム株式会社	本 社	東京都
トナー流通サービス株式会社	本 社	茨城県

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
室内装飾関連事業	905 (222)	16名増 (14名減)
その他の事業	37 (10)	5名減 (5名増)
合計	942 (232)	11名増 (9名減)

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員27名は含んでおりません。

2. 臨時従業員数は () 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
543 (96)	9名減 (7名増)	41.5	13.2

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員24名は含んでおりません。

2. 臨時従業員数は () 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

## (10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,425,884
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,243,540
株式会社常陽銀行	320,400
株式会社三井住友銀行	312,500
株式会社東京都民銀行	306,000

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,897,600株  
(うち自己株式1,392,346株)

(3) 当事業年度末の株主数 9,227名

### (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
大槻保人	1,424 <sup>千株</sup>	13.53%
トソー取引先持株会	573	5.45
トソー社員持株会	490	4.66
株式会社みずほ銀行	458	4.36
十和運送株式会社	414	3.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	338	3.21
第一生命保険株式会社	222	2.11
株式会社東京都民銀行	216	2.06
株式会社常陽銀行	215	2.04
大槻秀人	205	1.95

- (注)1. 当社は、自己株式を1,392,346株保有しておりますが、上記の記載からは除外しております。  
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、自己株式(1,392,346株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 当社の会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大槻保人	代表取締役社長	
前川圭二	取締役（管理本部長）	
結束正	取締役（営業本部長）	サイレントグリス株式会社代表取締役会長、トナーサービス株式会社代表取締役会長、フジホーム株式会社代表取締役会長、トナー流通サービス株式会社代表取締役会長
庄中基秋	取締役（経営企画室長）	
渡辺文生	取締役（商品開発本部長）	
林淳之	取締役（海外事業部長）	東装窓飾（上海）有限公司董事長
久保田英司	取締役（製造本部長）	
加瀬兼司	社外取締役	横浜冷凍株式会社社外取締役
森兼康博	常勤監査役	
山井潤一	監査役	
久保英幸	社外監査役	
江角英樹	社外監査役	

- (注) 1. 社外取締役 加瀬兼司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外監査役 久保英幸氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役 江角英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役 加瀬兼司氏、社外監査役 久保英幸氏および社外監査役 江角英樹氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
5. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

#### 就任

取締役 庄中基秋（平成27年6月25日付）

取締役 渡辺文生（平成27年6月25日付）

取締役 加瀬兼司（平成27年6月25日付）

監査役 森兼康博（平成27年6月25日付）

監査役 江角英樹（平成27年6月25日付）

#### 退任

取締役 松尾 守（平成27年6月25日付）

取締役 中村 潔（平成27年6月25日付）

取締役 森兼康博（平成27年6月25日付）

監査役 加瀬兼司（平成27年6月25日付）

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	11人	71,050千円（うち社外 1人 3,600千円）
監 査 役	5人	27,640千円（うち社外 3人 8,065千円）
合 計	16人	98,690千円

- (注) 1. 上記には、平成27年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記支給金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額18,050千円（取締役14,950千円、監査役3,100千円）が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第67回定時株主総会により取締役報酬年額250,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）となっております。監査役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第75回定時株主総会により監査役報酬年額30,000千円以内となっております。

## (3) 社外役員等に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外取締役・加瀬兼司氏の重要な兼職先である横浜冷凍株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。

### ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	加瀬 兼司	当事業年度において、取締役就任後開催の取締役会10回中10回出席し、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。なお、監査役の時に開催された取締役会3回および監査役会4回に出席しております。
監 査 役	久保 英幸	当事業年度において、取締役会13回中13回出席、監査役会17回中17回出席し、必要に応じて、弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
監 査 役	江角 英樹	当事業年度において、監査役就任後開催の取締役会10回中9回出席、監査役会13回中13回出席し、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬	32,000千円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査に対する報酬等の額と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人による当事業年度の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて、前年度の報酬実績等との比較検討を行うなど必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるP. T. トーソー・インダストリー・インドネシア、東装窓飾（上海）有限公司およびトーソーヨーロッパS. A. S. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次の通り決議しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する統括組織である内部統制委員会の責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
  - b. 内部統制委員会は、定期的に法令等遵守状況のチェックと結果の分析を行うとともに、各部門の法令等遵守体制の徹底を行う。
  - c. 取締役会は、具体的な行動規範としての「企業倫理綱領」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。代表取締役社長が繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
  - d. 監査役及び監査室は、それぞれの立場で法令等遵守体制の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長または取締役会に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。また、監査室は公益通報者保護の窓口として、グループ会社を含めた全従業員よりコンプライアンス上問題のある事項について直接報告を受け、その報告内容に応じ速やかに調査を実施し、必要に応じた対処を行う。
  - e. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 代表取締役社長は、取締役の中から取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理についての統括責任者を選任する。
  - b. 取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「文書保存手続細則」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存した株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
  - c. 情報資産を保護し、正確且つ安全に取扱うために定めた「情報システム基本規程」、「情報セキュリティ規程」を遵守し、情報セキュリティマネジメントを推進する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 代表取締役社長は、取締役の中から全社のリスク管理に関する統括責任者を選任し、各本部担当取締役とともに、各種のリスクを体系的に管理するために「危機管理規程」ほか関連諸規程に基づく運営を行う。
  - b. 全社的なリスクを統括的に管理する部門は総務人事部とし、各本部は関連諸規程に基づき細則やマニュアルを制定し、それぞれのリスク管理体制を確立する。
  - c. 監査室は、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制について、定期的に、「内部監査規程」に基づく内部監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
  - d. 情報リスクに対応するため、「情報セキュリティ規程」及び関連規程に基づき、個人情報を含む情報セキュリティ全般を情報システム室が監視・管理し、課題の改善を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長は、中期経営計画及び年次計画に基づいた各本部の目標に対し、職務執行が有効かつ効率的に行われるよう監督し、必要に応じて各本部担当取締役に、取締役会及び経営戦略会議において報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
  - b. 各本部担当取締役は、経営計画に基づいて各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。経営計画上の重要なテーマについては、定例取締役会のほか、各本部長を含む経営幹部が出席して開催される経営戦略会議において報告、審議を行い、効率的な業務運営を行っていく。
  - c. 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等の諸規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、有効かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築するとともに、「職務権限基準」に基づき、迅速な意思決定の実現を図る。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 代表取締役社長は、取締役の中からコンプライアンスに関わる統括責任者を選任し、総務人事部が「企業倫理綱領」をはじめとしたコンプライアンスと内部統制に関連した規程の適切な運営のための体制構築、維持、整備にあたるものとする。
  - b. 当社及び子会社の使用人は、「企業倫理綱領」を法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - c. 当社は使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知しそれを告発しても、当該使用人が不当に扱われない旨を規定する「内部通報取扱規程」において、本部組織から独立した監査室を通報先としてその適切な運営を図る。

- d. 監査室は本部組織から独立した内部監査部門として定期的に使用人の職務の執行がコンプライアンスに反していないことを監査し、必要に応じてその結果を代表取締役社長、被監査部門長に報告する。
  - e. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。
- ⑥ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 経営企画室担当取締役は「子会社の役割及び管理に関する規程」に基づき、企業集団の統括・管理を行うものとする。当社については取締役会及び経営戦略会議を通じて、子会社については経営企画室担当取締役が定期的に開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて業務の適正性を確保し、統制の取れた円滑なグループ活動を促進し、かつ問題点の把握と改善に努めるものとする。
  - b. 当社及び子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制を整備、運用することにより、財務報告の信頼性を確保するための内部管理体制を整備する。
  - c. 子会社の業務については、当社において設定された管理管理者が子会社各社の非常勤取締役等を務め、グループ経営方針に基づいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図る。各子会社の管理管理者は、必要に応じて子会社の管理の進捗状況を当社の取締役会において報告する。
  - d. 監査室は、グループ会社における法令等遵守体制やリスク管理体制の有効性及び適切性について、内部統制システムが企業集団においても適切に整備されているかに留意して定期または臨時に監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、子会社社長、管理管理者及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の指名と補助すべき期間を指定することができる。
  - b. 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の指揮命令権は監査役に帰属するものとし、加えてその人事評価、人事異動等に関しては監査役の同意を得るものとする。
- ⑧ 当社並びにその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 当社並びにその子会社の取締役及び使用人は、当社グループの業務執行または業績に関わる重要な事項について、「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
  - b. 当社並びにその子会社の取締役及び使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすお

それのある事項、その他コンプライアンスに関する事項（企業倫理等）を知った場合は、監査役に遅滞なく報告するものとする。

- c. 監査役は必要に応じて、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、または取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
  - d. 監査役は、監査室より内部監査の計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施を求めることができる。
- ⑨ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社並びにその子会社においては、監査役に報告をしたことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑩ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行う。
- ⑪ 監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長は、監査役が取締役会及び経営戦略会議、その他監査役が必要と認めた重要会議等に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握することを保証する。また、監査役が必要であると認めるときは、経営方針、会社に対処すべき課題その他の監査上の重要課題等について代表取締役社長は監査役との意見交換を行う。
  - b. 監査役は「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
  - c. 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

## （２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ①内部統制システム全般

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を定期的開催し、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めました。また、代表取締役社長直轄の監査室が、社長の承認を得た監査計画に基づき、内部統制システムの整備と運用状況につき、当社および子会社を対象とした監査を実施しました。

## ②コンプライアンスに関する取り組み

内部統制委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する統括組織として「企業倫理綱領」を基礎としたコンプライアンス体制の確認、改善に取り組みました。また、半期ごとにコンプライアンス状況の点検を実施し、各部署に対してコンプライアンスの認識と徹底を図るとともに、法令違反行為等の早期発見および是正を目的に、当社監査室および顧問弁護士を窓口とした内部通報制度を運用しております。

## ③リスク管理に関する取り組み

代表取締役社長により取締役の中から選任されたリスク管理統括責任者を中心として、「危機管理規程」をはじめとしたリスク管理に関わる諸規程に基づく運営を行いました。また、当社および子会社の全ての従業員に対して、これらの諸規程を集約した「トソーグループ危機管理関連規程集」を配布し、リスク管理体制や危機発生時の対応について徹底を図っております。

## ④子会社管理に関する取り組み

当社グループ子会社の管理体制は「子会社の役割及び管理に関する規程」に定め、経営上の重要事項の決定については「子会社の管理・運営に関する職務権限基準表」に基づき、当社取締役会で決議を実施しております。

また、代表取締役社長と担当取締役および関連部門の部門長は、四半期ごとに関係会社取締役等から業績および見通し、課題について報告を受け、必要な対応を行っております。

## ⑤取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令または定款に定められた事項や当社および子会社に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受けました。なお、独立性を保持した社外取締役や社外監査役はこれらを監督いたしました。また、業務執行に関する重要事項については、取締役会上程前に部門長も含めた経営戦略会議で十分な議論を尽くすことで、取締役の職務執行の適正性、効率性を図りました。

## ⑥監査役の職務執行

監査役会を17回開催し、監査方針等の協議決定および監査結果報告を行いました。監査役は、取締役会をはじめとする重要会議に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、代表取締役との間で定期的な意見交換や情報交換を実施しております。あわせて会計監査人からは定期的に報告を受けるとともに、意見交換を行い情報の共有化を図り、監査の実効性を確保しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めはありません。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,319,693</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,943,998</b>
現金及び預金	3,420,504	支払手形及び買掛金	987,935
受取手形及び売掛金	6,751,142	電子記録債務	1,952,268
電子記録債権	1,265,235	短期借入金	1,254,243
たな卸資産	3,154,789	一年内返済予定の長期借入金	698,860
繰延税金資産	286,907	リース債務	107,068
その他	513,578	未払金	692,777
貸倒引当金	△72,463	未払費用	487,552
<b>固定資産</b>	<b>5,573,480</b>	未払法人税等	137,273
<b>有形固定資産</b>	<b>3,312,988</b>	未払消費税等	15,944
建物及び構築物	906,620	繰延税金負債	379
機械装置及び運搬具	652,369	その他	609,695
工具器具及び備品	177,254	<b>固定負債</b>	<b>3,022,415</b>
土地	1,249,563	長期借入金	1,735,000
リース資産	255,344	長期リース債務	153,421
建設仮勘定	71,836	繰延税金負債	182,573
<b>無形固定資産</b>	<b>635,098</b>	役員退職慰労引当金	131,595
投資その他の資産	1,625,393	厚生年金基金解散損失引当金	189,737
投資有価証券	558,481	退職給付に係る負債	307,359
長期貸付金	556	資産除去債務	121,304
退職給付に係る資産	624,996	その他	201,423
繰延税金資産	71,633	<b>負債合計</b>	<b>9,966,414</b>
その他	371,981	<b>(純資産の部)</b>	
貸倒引当金	△2,256	<b>株主資本</b>	<b>10,440,291</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,893,174</b>	資本金	1,170,000
		資本剰余金	1,391,124
		利益剰余金	8,278,106
		自己株式	△398,939
		その他の包括利益累計額	445,581
		その他有価証券評価差額金	173,796
		繰延ヘッジ損益	26,396
		為替換算調整勘定	88,412
		退職給付に係る調整累計額	156,975
		非支配株主持分	40,886
		<b>純資産合計</b>	<b>10,926,759</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>20,893,174</b>

## 連結損益計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,112,318
売 上 原 価		13,036,807
売 上 総 利 益		9,075,510
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,481,365
営 業 利 益		594,144
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,116	
受 取 配 当 金	14,957	
為 替 差 益	7,555	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	14,413	
そ の 他	21,350	69,393
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	59,543	
売 上 割 引	11,371	
そ の 他	8,010	78,924
経 常 利 益		584,614
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	646	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	49,194	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	810	50,650
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,023	
固 定 資 産 除 却 損	1,769	
減 損 損 失	19,354	
災 害 に よ る 損 失	113,404	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	756	136,307
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		498,956
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	221,832	
法 人 税 等 調 整 額	△36,349	185,483
当 期 純 利 益		313,473
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,176
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		312,297

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	1,170,000	1,391,122	8,070,861	△398,923	10,233,061
誤謬の訂正による累積的影響額					
遡及処理後当期首残高	1,170,000	1,391,122	8,070,861	△398,923	10,233,061
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△105,052		△105,052
親会社株主に帰属する当期純利益			312,297		312,297
自己株式の取得				△19	△19
自己株式の処分		2		2	4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	2	207,244	△16	207,229
平成28年3月31日残高	1,170,000	1,391,124	8,278,106	△398,939	10,440,291

	その他の包括利益累計額					非支配主分 株持	純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	202,712	412,183	97,558	520,038	1,232,493	39,360	11,504,914
誤謬の訂正による累積的影響額				△193,482	△193,482		△193,482
遡及処理後当期首残高	202,712	412,183	97,558	326,555	1,039,010	39,360	11,311,432
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△105,052
親会社株主に帰属する当期純利益							312,297
自己株式の取得							△19
自己株式の処分							4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△28,915	△385,787	△9,145	△169,580	△593,428	1,526	△591,902
連結会計年度中の変動額合計	△28,915	△385,787	△9,145	△169,580	△593,428	1,526	△384,672
平成28年3月31日残高	173,796	26,396	88,412	156,975	445,581	40,886	10,926,759

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 油 谷 成 恒 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 五 十 嵐 徹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーソー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,905,901</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,911,679</b>
現金及び預金	2,778,435	電子記録債務	1,977,240
受取手形	1,652,135	買掛金	883,940
電子記録債権	1,156,235	短期借入金	950,000
売掛金	4,919,125	一年内返済予定の長期借入金	698,860
製品	982,133	リース債務	106,064
仕掛品	163,471	未払金	619,340
原材料及び貯蔵品	1,559,128	未払費用	407,763
前払費用	125,327	未払法人税等	113,326
繰延税金資産	213,975	関係会社預り金	547,115
デリバティブ債権	199,553	デリバティブ債務	161,194
その他	249,898	その他	446,832
貸倒引当金	△93,519	<b>固定負債</b>	<b>2,558,348</b>
<b>固定資産</b>	<b>5,557,828</b>	長期借入金	1,735,000
<b>有形固定資産</b>	<b>2,889,648</b>	長期リース債務	152,391
建物	670,758	繰延税金負債	48,161
構築物	50,816	役員退職慰労引当金	127,642
機械及び装置	451,346	厚生年金基金解散損失引当金	172,235
車両及び運搬具	17,675	資産除去債務	121,304
工具器具及び備品	162,592	その他	201,613
土地	1,229,806	<b>負債合計</b>	<b>9,470,028</b>
リース資産	253,386	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	53,265	<b>株主資本</b>	<b>9,793,507</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>634,121</b>	資本金	1,170,000
特許権	12,413	資本剰余金	1,391,124
ソフトウェア	15,392	資本準備金	1,344,858
リース資産	2,778	その他資本剰余金	46,266
ソフトウェア仮勘定	575,515	<b>利益剰余金</b>	<b>7,631,322</b>
その他	28,022	利益準備金	292,500
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,034,058</b>	その他利益剰余金	7,338,822
投資有価証券	558,481	買換資産圧縮積立金	55,399
関係会社株式	743,499	固定資産圧縮積立金	73,854
関係会社出資金	112,327	別途積立金	4,500,000
前払年金費用	347,529	繰越利益剰余金	2,709,569
差入保証金	223,671	<b>自己株式</b>	<b>△398,939</b>
その他	50,806	評価・換算差額等	200,193
貸倒引当金	△2,256	その他有価証券評価差額金	173,796
		繰延ヘッジ損益	26,396
<b>資産合計</b>	<b>19,463,729</b>	<b>純資産合計</b>	<b>9,993,700</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,463,729</b>

# 損益計算書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,620,580
売 上 原 価		12,523,629
売 上 総 利 益		8,096,950
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,580,059
営 業 利 益		516,890
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42,047	
為 替 差 益	12,514	
そ の 他	29,392	83,954
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	58,074	
社 債 利 息	214	
売 上 割 引	11,172	
そ の 他	4,444	73,905
経 常 利 益		526,939
特 別 利 益		
退 職 給 付 制 度 改 定 益	49,194	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	810	50,004
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,769	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	65,267	
災 害 に よ る 損 失	113,404	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	756	181,197
税 引 前 当 期 純 利 益		395,745
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	151,000	
法 人 税 等 調 整 額	△36,781	114,218
当 期 純 利 益		281,527

## 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日  
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金 準備金	その他資本 剰余金	利益剰余金 準備金	その他利益 剰余金(注)		
平成27年4月1日残高	1,170,000	1,344,858	46,264	292,500	7,162,348	△398,923	9,617,047
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△105,052		△105,052
当期純利益					281,527		281,527
自己株式の取得						△19	△19
自己株式の処分			2			2	4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	2	—	176,474	△16	176,459
平成28年3月31日残高	1,170,000	1,344,858	46,266	292,500	7,338,822	△398,939	9,793,507

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合 計	
平成27年4月1日残高	202,712	412,183	614,896	10,231,944
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△105,052
当期純利益				281,527
自己株式の取得				△19
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△28,915	△385,787	△414,703	△414,703
事業年度中の変動額合計	△28,915	△385,787	△414,703	△238,243
平成28年3月31日残高	173,796	26,396	200,193	9,993,700

(注) その他利益剰余金の内訳

	買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
平成27年4月1日残高	58,312	72,985	4,500,000	2,531,050	7,162,348
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△105,052	△105,052
当期純利益				281,527	281,527
買換資産圧縮 積立金の取崩	△2,913			2,913	—
固定資産圧縮 積立金の積立		868		△868	—
事業年度中の変動額合計	△2,913	868	—	178,518	176,474
平成28年3月31日残高	55,399	73,854	4,500,000	2,709,569	7,338,822

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 油 谷 成 恒 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 五 十 嵐 徹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーソー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

トーソー株式会社 監査役会

常勤監査役	森 兼 康 博	Ⓞ
監査役	山 井 潤 一	Ⓞ
社外監査役	久 保 英 幸	Ⓞ
社外監査役	江 角 英 樹	Ⓞ

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績および今後の設備投資等を勘案した利益配分を行いたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円                      総額52,526,270円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めることを目的として、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」という。）により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大したことに伴い、業務執行を行わない取締役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約に関する規定の一部変更するものであります。  
なお、この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 現行定款において規定している監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう附則に経過的な措置を新設するものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数) 第20条 当社の取締役は、12名以内とする。	(員数) 第20条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、12名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任の決議の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役<del>の</del>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(相談役)</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p>(相談役)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員の権限)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(員数)</p> <p><u>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力)</p> <p><u>第35条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第38条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p><u>第36条 監査役会は、その決議によつて常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u></p> <p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第43条 (条文省略)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>第48条 (条文省略)</p> <p>第49条 (条文省略)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 <u>当社は、第76回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、第76回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	おおつきやすと 大槻保人 (昭和8年3月6日生)	昭和31年5月 当社監査役 昭和35年5月 当社取締役 昭和47年5月 当社代表取締役専務取締役 経理部長 昭和56年6月 当社代表取締役副社長 管理本部長 昭和62年6月 当社代表取締役社長 (現任)	1,424,616株
2	まえかわけいじ 前川圭二 (昭和33年7月2日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年4月 当社経営企画室長 平成23年4月 当社経理部長 平成25年6月 当社執行役員経理部長 平成26年6月 当社取締役経理部長 平成27年4月 当社取締役管理本部長 (現任)	19,150株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	けっ そく ただし 結 東 正 (昭和35年6月14日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年4月 当社大販営業部長 平成24年4月 当社営業副本部長 平成25年4月 当社営業本部長 平成25年6月 当社執行役員営業本部長 平成26年6月 当社取締役営業本部長 (現任)  (重要な兼職の状況) サイレントグリス(株) 代表取締役会長 トーソーサービス(株) 代表取締役会長 フジホーム(株) 代表取締役会長 トーソー流通サービス(株) 代表取締役会長	6,700株
4	しょう なか もと あき 庄 中 基 秋 (昭和32年10月26日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年4月 当社中四国ブロック長 平成21年4月 当社総務人事部長 平成25年6月 当社執行役員総務人事部長 平成27年4月 当社執行役員経営企画室長 平成27年6月 当社取締役経営企画室長 (現任)	6,500株
5	わた なべ ふみ おし 渡 辺 文 生 (昭和35年7月30日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年4月 当社商品開発室長 平成23年5月 フジホーム(株) 代表取締役社長 平成26年4月 当社マーケティング本部長 平成26年6月 当社執行役員マーケティング本部長 平成27年4月 当社執行役員商品開発本部長 平成27年6月 当社取締役商品開発本部長 (現任)	7,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	はやし あつ ゆき 林 淳 之 (昭和31年2月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年4月 当社製造本部長 平成16年6月 当社取締役製造本部長 平成25年4月 当社取締役経営企画室担当 平成26年4月 当社取締役経営企画室、 マーケティング本部、営業 本部担当 平成27年4月 当社取締役海外事業部長、 商品開発本部担当 平成27年6月 当社取締役海外事業部長 (現任) (重要な兼職の状況) 東装窓飾(上海)有限公司董事長	51,062株
7	くぼた えい じ 久保田 英 司 (昭和29年4月15日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社商品開発本部長 平成20年6月 当社取締役商品開発本部長 平成25年4月 当社取締役マーケティング 本部長、技術本部担当 平成26年4月 当社取締役技術本部担当 平成27年4月 当社取締役製造本部長 (現任)	23,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	※ もり かお やす ひろ 森 兼 康 博 (昭和31年6月24日生)	昭和54年3月 当社入社 平成19年4月 当社経理部長 平成21年6月 当社取締役経理部長 平成23年4月 当社取締役管理本部長 平成27年4月 当社取締役 平成27年6月 当社監査役(現任)	21,300株
2	※ く ぼ ひで ゆき 久 保 英 幸 (昭和29年11月1日生)	昭和60年4月 弁護士登録 昭和60年4月 系正敏法律事務所入所 平成3年5月 同法律事務所退所 平成3年6月 久保法律事務所入所(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	-株
3	※ え すみ ひで き 江 角 英 樹 (昭和44年12月9日生)	平成7年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トー マツ)入社 平成10年8月 公認会計士登録 平成17年8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トー マツ)退職 平成17年9月 (株)コーポレート・アド バイザーズ・アカウンティ ング入社 平成17年9月 同社執行役員(現任) 平成27年6月 当社監査役(現任)	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. ※は、新任の候補者であります。
3. 久保英幸氏および江角英樹氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって久保英幸氏は8年、江角英樹氏は1年となります。
4. 久保英幸氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は当社の社外監査役であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には引続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 久保英幸氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し法律の知識や経験を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

6. 江角英樹氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は当社の社外監査役であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には引き続き独立役員として届け出る予定であります。
7. 江角英樹氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的な知見を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
8. 久保英幸氏および江角英樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の内容は、職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものであります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
なか しげ かつ み 中 重 克 巳 (昭和40年8月22日生)	平成10年4月 弁護士登録 平成10年4月 山田秀雄法律事務所 (現山田・尾崎法律事務所) 入所(現任)	-株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 中重克巳氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  3. 中重克巳氏につきましては、長年の法律事務所勤務で培われた法律知識を、社外取締役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
  4. 中重克巳氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

5. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、同氏との間で、責任限定契約を締結することができる旨を定めており、当該契約の内容は、職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負うものであります。これにより中重克巳氏が社外取締役役に就任された場合には、社外取締役として当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第67回定時株主総会において、年額250,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮し、引き続き年額250,000千円以内とさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は8名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額40,000千円以内とさせていただきますと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任されます取締役加瀬兼司氏および監査役を退任されます森兼康博氏、山井潤一氏、久保英幸氏、江角英樹氏の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
加瀬兼司	平成27年6月 当社取締役（現任）
森兼康博	平成27年6月 当社常勤監査役（現任）
山井潤一	平成24年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社監査役（現任）
久保英幸	平成20年6月 当社監査役（現任）
江角英樹	平成27年6月 当社監査役（現任）

以上

## 第76回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー22階  
「サファイア22」  
電話：03-3440-1111（代表）



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分  
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。